

板橋区職員採用選考委員会設置要綱

(昭和56年10月15日決定)

(目 的)

第1条 板橋区職員の採用に際し、客観的かつ公正な選考を行うため板橋区職員採用選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(機 能)

第2条 選考委員会は、職員採用選考における筆記試験、口述試験、適性試験、実技等の結果等を判断し、合格基準を設定する。

(対 象)

第3条 選考委員会が関与する選考は、次のとおりとする。

- (1) 板橋区職員(福祉)採用選考
- (2) 板橋区職員(技能系)採用選考

(合格者の決定)

第4条 区長は、選考委員会が設定した基準に従い、合格者を決定する。

(選考委員会の構成)

第5条 選考委員会の構成は、別表のとおりとする。

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を置き、総務部長の職にある者を充てる。

2 委員長は、会務を総括し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(選考委員会の事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、総務部人事課人事係に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、選考委員会が別に定める。

付 則

この一部改正は、平成9年9月26日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年1月17日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

選考の種別	委 員
板橋区職員(福祉) 採用選考	総務部長、子ども家庭部長、子ども家庭総合支援センター所長 総務部人事課長、子ども家庭部保育運営課長 子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部保護課長
板橋区職員(技能系) 採用選考	総務部長、子ども家庭部長、教育委員会事務局次長、 総務部人事課長、子ども家庭部保育運営課長 教育委員会事務局教育総務課長
板橋区職員(技能系) 採用選考(清掃事業)	総務部長、資源環境部長 総務部人事課長、資源環境部資源循環推進課長